



(公 印 省 略)
介高第30409-2号
平成30年4月9日

介護ロボット導入支援事業補助事業者 様
(平成27～29年度に導入した事業者)

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 平井 敦子

介護ロボット導入支援事業により導入した機器の処分制限期間について (通知)

基金補助事業により導入した介護ロボットについては、処分制限期間内に機器を処分した場合、補助金の返還対象となります。処分制限期間は、以下のとおりとなりますので、期間内に機器を処分する場合は、速やかに御報告ください。

記

1 対象機器

基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具

2 処分制限期間

5年

3 根拠法令等

- 群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱第5条第1項第4号
- 「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（厚生労働省告示第384号）
「器具及び備品」→「前掲のもの以外のもの」→「その他のもの」→「その他のもの」

担当	介護人材確保対策室 石川 崇
電話	027-226-2565
FAX	027-221-8925
Mail	ishikawa-ta@pref.gunma.lg.jp